

○経済産業省
国土交通省 告示第六号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

国土交通大臣 太田 昭宏

消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第二号ロに規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する包装の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

一 輸出物品販売場（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次号において同じ。）を経営する事業者が、消耗品（消費税法施行令第十八条第一項に規定する消耗品をいう。次号において同じ。）を譲渡する際に、次に掲げる要件の全てを満たす袋に入れ、かつ、封印（開封された場合に、開封されたものであることを示す文字が表示されるシールの貼付けによる封印をいう。次号において同じ。）する方法。ただし、当該消耗品の鮮度の保持

に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることを妨げない。

イ プラスチック製であり、使用される状況に照らして十分な強度を有するものであること。

ロ 無色透明又はほとんど無色透明であること。

ハ 本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

ニ 内容物の品名及び数量を外側から確認できない場合にあつては、内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

二 輸出品販売場を営業者が、消耗品を譲渡する際に、次に掲げる要件の全てを満たす箱に入れ、かつ、封印する方法。ただし、当該消耗品の鮮度の保持に必要な大きさであり、かつ、当該消耗品を取り出せない大きさの穴を設けることを妨げない。

イ 段ボール製、発泡スチロール製等であり、使用される状況に照らして、十分な強度を有するものであること。

ロ 内容物の品名及び品名ごとの数量が記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。

ハ 本邦から出国するまで開封してはならない旨及び消費税が免除された物品を消費した場合には

消費税が徴収される旨が日本語及び外国語により記載されたもの又は記載された書面が貼り付けられたものであること。